

関係団体 各位

群馬県産業経済部長 鬼形 尚道  
(産業政策課)

3月7日以降の営業時間短縮等の要請及び協力金の支給について (通知)

日頃より本県産業振興施策の推進及び新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、1月21日から3月6日までの間、国の基本的対処方針に基づく「まん延防止等重点措置」に伴う要請を行っているところです。

しかしながら、本県での感染状況は、変異株等の影響で依然として先行きが見通せない厳しい状態が続いています。この感染拡大を抑え込み、医療提供体制を逼迫させないよう、県では、「まん延防止等重点措置」の再度の適用延長を国へ要請することとしました。

最終的には、国の決定を待った上で、新たな基本的対処方針に基づく要請内容等を通知いたしますので、本内容について貴下会員へ周知いただき、引き続き県からの要請にご協力くださいますようお願いいたします。

(参考1) 群馬県まん延防止等重点措置 (2月14日 (月) 以降の措置)

[https://www.pref.gunma.jp/05/am49\\_00081.html](https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00081.html)

(参考2) 営業時間短縮要請協力金について (第5弾) (令和4年1月21日~2月13日)

[https://www.pref.gunma.jp/07/ct01\\_00042.html](https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00042.html)

営業時間短縮要請協力金について (第6弾) (令和4年2月14日~3月6日)

[https://www.pref.gunma.jp/07/ct01\\_00043.html](https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00043.html)

【問い合わせ先】

(要請内容に関すること)

- ・協力要請コールセンター (総務部危機管理課内)

TEL 027-226-2420

(協力金に関すること)

- ・感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター

TEL 0120-922-417

(土日・祝日を含む・午前9時から午後5時まで)